

判決年月日	平成 27 年 8 月 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成26年(行ケ)10268号		
○ 「オルガノサイエンス」(標準文字)からなる登録商標について、商標法4条1項11号及び同15号該当性を否定して、無効審判請求を不成立とした審決を、同11号該当性の判断に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 無効2014-890019号, 商標登録第5325691号

判 決 要 旨

被告は、「オルガノサイエンス」(標準文字)からなる、指定商品及び役務を化学剤等とする商標(本件商標)の商標権者である(登録第5325691号)。原告は、本件商標が商標法4条1項11号及び15号に該当するとして、無効審判請求をした(無効2014-890019号)。特許庁は、当該無効審判請求を不成立とする審決をした。

本判決の説示に関連する引用商標は、「オルガノ」の文字からなる、指定商品を化学剤等とする商標(登録第1490119号)である。本判決は、本件商標と引用商標との類似性について、審決と異なる判断をした。

審決は、原告が使用する「オルガノ」の商標(使用商標)は、水処理装置事業について使用する原告の商標として、本件商標登録出願時には既に周知であったが、原告の薬品事業を表示するものとして周知著名になっているものとまではいえないとした。その上で、本件商標は全体として一体不可分の造語として認識され、引用商標と対比すると、称呼、外観及び観念のいずれの点からみても、非類似であると判断した。

本判決は、引用商標及び使用商標は、本件商標登録出願時には、原告及び薬品事業を伴う原告の事業ないし商品・役務を示すものとして相当程度周知となっていたと認定した。その上で、「オルガノ」はその意味合いが一般に浸透しているとはいえないことに加えて引用商標の周知性から、「オルガノ」部分が出所識別標識として支配的な印象を与え、他方、「サイエンス」は一般に知られている「科学」を意味し、指定商品との関係で出所識別標識としての称呼、観念が生じにくいと認められることから、本件商標の要部は「オルガノ」と解すべきとした。そして、本件商標の要部と引用商標とは、外観において類似、称呼及び観念を共通にするから、両商標は類似すると認定した。